

2026年9月30日

報告書（公表版）の概要

2026年9月6日に実施された代表選挙で生じた問題について、事実経過、原因と判断の検証、再発防止策を取りまとめた報告書の要点

国民民主党 代表選挙検証委員会

委員長 足立康史（参議院議員）

副委員長 西岡秀子（衆議院議員）

副委員長 礒崎哲史（参議院議員）

顧問 栗山明久（弁護士）

顧問 岩瀬達郎（弁護士）

調査の概要

設置	2026年9月11日、党が設置。代表選挙の過程で投票用紙の不達、有権者の未登録及び投票用紙の重複送付等の問題が生じたことを受けたもの
目的	問題にかかる事実を調査し、代表選挙管理委員会（代表選管）の判断過程を検証するとともに、再発防止策を提言する
期間	2026年9月11日から9月25日までの2週間
方法	代表選管等から収集した公表資料・内部資料の精査、党本部事務局の職員1名・代表選管委員1名のヒアリング、党の顧問弁護士への事実関係の確認
留意事項	名簿は組織規則により非公開のため、名簿データの確認や名寄せはできず、数値は事務局の報告を整理したもの 返送の原因別の内訳、返送者と権利回復措置の対象者・投票者との突合、案内メールの実際の到達状況は、資料の提出がなく検証を尽くせなかった 代表選管の判断の多くについて、判断者及び理由を記載した決定文書が示されず（一部は存在しないとの回答）、関係資料のほか関係者の説明・ヒアリングに依拠した 個人及び法人につき、関係者を特定し得る情報を必要に応じ匿名化した

事実経過（１）登録期限から送付先の確定まで

日付	出来事
7月15日	両院議員総会で、9月6日の代表選挙実施と8月7日の立候補届出を承認。代表選管が支部・県連に、7月31日までにシステム A へ党员・サポーターを登録するよう依頼
7月24日	代表選管が事前説明会を実施
7月31日	登録期限（代表選規則：立候補届出日の7日前までに党本部に登録された日本国民）。期限後、党が A 社に特別に依頼し、システム A の名簿データを一括出力（A 社のサービスの範囲外）
8月3日	出力データのサポーター全体の3分の1程度で「日本国籍である」のチェック欄が未チェックと判明。代表選管は各支部に8月6日までの補正を依頼。同日、名簿を B 社に送付
8月4日・5日	B 社が氏名及び住所をキーに機械的に名寄せし、住所不備や重複のエラーリストを納入。党が確認して B 社に返送
8月7日	国籍欄にチェックのない者を送付リストから除外するよう B 社に連絡（架空住所地等の排除・是正分と合わせ、除外されたサポーターは2,598名）。国籍の有無ではなく、チェック欄の記載の有無による除外。以上の作業を経て送付先が確定

システム A：党が利用している名簿登録システム A 社：システム A の提供元 B 社：投票用紙の郵送等の委託先

事実経過（２）未登録・住所欠損の判明と当初の対応

日付	出来事
8月10日	C支部でシステムAへの登録が適切でなく、有権者名簿に載っていない党员・サポーターが判明。代表選管は幹事長を交えて協議し、新たな名簿登録はできないと回答
8月24日～9月3日	電子投票の案内メールを計15回、6,795件送信（うち377件が配信エラー）。送信元はB社が本代表選挙のために新たに取得したドメイン
8月25日	D支部でも未登録が判明。住所の一部が欠けた投票用紙の報告を受け、A社の出力データで長い住所の一部が欠損していたことが判明。再送付は時間的に困難として行わないこととした。同日頃、重複送付の報告
8月26日	投票用紙の未着者に本人確認申請フォームを案内し、申請者に電子投票を案内（県連・支部経由の申請も受付）。複数届いた場合は1枚のみ使うよう注意喚起
8月27日・29日	E団体がD支部の未登録者の名簿登録を求めて不服申立て。代表選管は、裁量の逸脱濫用はないとして棄却

事実経過（3）権利回復措置から選挙の実施まで

日付	出来事
8月31日	F氏の申し入れを受け、両陣営の要請により説明会を開催。代表選管は、郵送不可の者への対応、国籍チェック欠如の扱い、未達の原因、カード決済が正常に行われなかった者の一部が名簿から漏れた可能性、重複送付を報告
同日	今後の対応として①予定どおり実施、②未登録支部の有権者に限り投票権を付与（延期が必須）、③延期・再選挙の3案を提示。両陣営から権利回復措置を講ずるべきとの意見が出され、県連・支部からも異論なし。日程を変えずに講ずることにも異論は示されなかった
同日	県連・支部に、漏れていた党员・サポーターの名簿を本人のメールアドレスを添えて9月1日13時までに提出するよう依頼（名寄せ等は実施しない旨を明記）
9月1日	説明会の合意事項を踏まえて権利回復措置を決定し、同日の説明会で説明。申請のあったメールアドレスに投票に必要な情報を送信（名寄せは省略）
9月3日	投票期限（郵便は必着、ネットは23時59分）。再度の公告で有権者数を補正（党员 12,578人→13,857人、サポーター 32,115人→35,259人）。未登録は計39支部
9月6日	代表選挙を実施し、玉木雄一郎候補が代表となった

投票権の行使が妨げられた可能性がある件数

区分	件数	補足
投票用紙の返送	3,561件（約7.9%）	発送対象45,155人（9月17日15時現在）。返送数は地方議員4件を含む。前回（2023年）は約3.0%。うち電子投票の情報が送信されたのは440件
住所の一部欠損	17,802件（約39.4%）	到達分を含む。特別党员217件、党员6,186件、サポーター11,399件。名寄せ前の名簿に基づくか否かは示されていない
電子投票の案内メール	配信6,795件 うちエラー377件（約5.5%）	8月24日から9月3日までの計15回。迷惑メール扱い等を含む実際の到達状況は把握されていない
有権者名簿への未登録	4,423件	全部未登録4支部4,041件、一部未登録・承認漏れ35支部382件（計39支部）。9月3日の公告で有権者数に加算
「郵送不可」の有権者	約1,500名	8月31日説明会資料による概数。メールアドレスの登録があった約300名には送信し、それ以外は本人確認フォームで登録した場合に限り送信
重複送付の可能性	841組（923通） 194組（196通）	上段は漢字・カナ氏名が同一で住所が異なるもの、下段はさらに生年月日も同一のもの。（ ）内は同一人物であった場合に重複して送付された通数。二重投票を示すものではない

数値は暫定（返送は継続中）。類型間に重複があり得るため合計はできない。電子投票や権利回復措置により投票できた場合もあり、行使できなかった投票権の総数ではない一方、件数を把握していない類型（自ら申請しなかった郵送不可の者、本人の認識しないまま資格を失っていた者等）もあり、影響を受けた全体を示すものでもない

投票できなかった、又は投票が困難となった党员・サポーター

類型	規模	救済の状況
有権者名簿に登録されていなかった	39支部 4,423人	9月1日に権利回復措置。ただしメールでのみ送信、申請期限は同日13時で、メールアドレスのない者等は回復されなかった可能性
投票用紙が届かなかった	返送 3,561件	電子投票の情報が送信されたのは440件。残る最大3,121件（約87.6%）は救済が届かなかった可能性（暫定値）
「郵送不可」とされていた者のうち、メールアドレスの登録がなかった者	約1,200名	自ら本人確認フォームで申請しない限り、投票に必要な情報を受け取れなかった
国籍欄が未記載のため除外された	2,598名	人数は架空住所地等の排除・是正分を含む。日本国籍を有するサポーターが除外された可能性は否定できず、措置も確認できない
認識しないまま資格を失っていた	明らかにされていない	8月31日説明会資料によれば、カードの期限切れ等のほか、党が3か月ごとの決済による自動更新を停止し、周知が認識されず資格が切れていた者がいるとされる
案内メールが届かなかった	配信エラー 377件	迷惑メール扱い等は把握されていない。新たに取得したドメインが影響した可能性も否定できない

件数には重複があり得るため合計はできないが、数千人規模の党员・サポーターが投票の機会を失い、又は失った可能性があることは明らか。本人の事情が関わる場合を除けば、党の側の名簿の管理及び選挙事務の在り方に起因するものであり、党员・サポーター本人の責めに帰すべきものではない

結果への影響

候補者	党員・サポーター票	地方自治体議員票	国会議員票	合計
玉木雄一郎	42	43	42	127
橋本幹彦	11	10	11	32

仮に党員・サポーター枠53ポイントのすべてを橋本候補が獲得したとしても、玉木候補85ポイント、橋本候補74ポイントとなり、玉木候補が過半数（80ポイント）を得ることに変わりはない。選挙の結果は変わらなかったものと推測される

もっとも これは当選者への影響に関する評価にとどまる。一人ひとりの投票の機会、選挙の結果を左右するか否かにかかわらず保障されなければならない。結果に影響がなかったことをもって、生じた問題を軽く扱うことは許されない

なお 延期・再選挙は8月31日の説明会で選択肢の1つとして示されたが、両陣営及び県連・支部の意見を踏まえ、予定どおり実施しつつ権利回復措置を講ずることとされた。検証委員会は本代表選挙の効力について判断する立場にはないが、申し立てられた不服申立ては、代表選管において速やかに審査し、回答すべきである

原因の検証（概要）

主な問題 有権者名簿の未登録、出力した名簿における住所の欠損、投票用紙の重複送付

(1) 名簿の管理・運用	システム A へ登録する以前の名簿は各県連・各支部の管理に任せられ、統一的な管理規則は存在しなかった。名寄せは氏名及び住所の一致のみを基準とする簡易な方法で行われた
(2) 名簿登録サービスの使用方法に関する周知	システム A の登録マニュアル自体は従前より周知されていたが、前回の選挙と方法が変わった点や具体的な登録手順等について、再度の周知がなされていなかった
(3) 代表選管の人員不足	代表選管に責任のすべてがあるとも言い難い。事務局18名のうち、有権者名簿の突合等の実務を担っていたのはわずか2名で、いずれも兼務であった
(4) 登録状況及び出力データを 確認する工程の欠如	支部の登録状況を本部と支部の双方で突き合わせる工程も、出力した名簿データを受領時に検査する工程も設けられていなかった
(5) タイトなスケジュール	登録期限までわずか2週間程度で準備期間は短すぎ、登録期限から立候補届出日までの約1週間で有権者名簿を確定する期間も、事務の繁雑さと実施体制を踏まえると顕著に短い
責任の所在との関係（第5の3）	本代表選挙で生じた問題は、「特定の担当者個人の過失によるものというよりも、名簿の管理を各県連・各支部に任せ、登録状況や出力データを確認する工程を設けず、選挙事務に必要な期間と人員を確保してこなかった党の仕組みと体制の不備が重なって生じたもの」とされている

原因の検証（1）名簿の管理・運用

名簿の管理

システム A へ登録する以前の名簿は、各県連及び各支部の管理に任されており、統一的な管理規則は存在しなかった

記載項目と所属

組織規則は党员・サポーターの名簿に生年月日等を必ず記載するものとしているが、実際の登録で必須とされていたのは氏名と住所だけであったとされ、生年月日の未入力や誤った値も見られた。さらに、1人が複数の支部に所属することも可能となっていた

名寄せ

本代表選挙における名寄せは、有権者名簿の確定作業に充てられる期間が1週間程度しかなかったこともあり、氏名及び住所の一致のみを基準とする簡易な方法で行われ、判定の基準や結果の記録も示されていない

検証委員会の判断

党が名簿を統一的に管理せず、各県連、各支部に名簿の管理を委ねていたことが、名寄せを難しくし、投票用紙の重複送付を招いた一因といえる

原因の検証（２）名簿登録サービスの使用方法に関する周知

登録方法の変更

2023年に実施された党の代表選挙では、名簿の作成において、各支部にExcelデータを提出させる方法を採用していたところ、本代表選挙では統一的に名簿を提出させるためにシステムAに登録を行う形に変更された経緯がある

周知の状況

各県連・各支部には、システムAの登録マニュアル自体は従前より周知されていたが、本代表選挙において、前回の選挙と方法が変わった点やシステムAの具体的な登録手順等について再度の周知がなされていなかった

検証委員会の判断

特に、人員体制が十分でなく、またITシステムに対する習熟度も異なる多くの県連、支部において有権者の未登録が発生したことからすれば、党员・サポーター等の名簿登録に係る代表選管の連絡は十分であったとは言い難い

原因の検証（3） 代表選管の人員不足

位置付け	他方、代表選管に責任のすべてがあるとも言い難い
事務局の体制	党の事務局18名は全員が代表選管の事務局とされていたが、有権者名簿の突合等の実務を担っていたのはわずか2名であり、1名はシステム A を担当する者で広報と兼務、もう1名は B 社との連絡を担当する者で日程の調整と兼務であった
引継ぎ	前回の代表選挙で名簿の管理を担当していた職員は2026年3月末に退職しており、後任への引継ぎは退職の直前に行われたものであった
検証委員会の判断	4万人を超える党员・サポーターの名簿管理をわずか2名で担うことは現実的ではない。党は、代表選挙の円滑な実施に耐えうる体制を確保しておくべきであった

原因の検証（４）登録状況及び出力データを確認する工程の欠如

登録状況の確認

本代表選挙では、支部が登録した党员・サポーターが有権者名簿に漏れなく反映されているかを、本部と支部の双方で突き合わせる工程が設けられていなかった。また、有権者名簿の確定の過程で支部との紐付けが外れる仕様であったため、支部が自らの登録状況を事前に確認することもできなかった

その結果

2026年8月10日に最初の未登録が判明した後も他の支部の点検は行われず、計39支部に及ぶ未登録の全体は、投票用紙の発送後に至るまで明らかにならなかった

出力データの確認

党は、A社に特別に依頼して出力した名簿データを、受領時に検査することなくB社に提出しており、B社から納入されたエラーリストの確認においても住所の欠損は検知されなかった。出力データの件数や項目の欠落を確認する工程があれば、住所の欠損は発送前に把握できた可能性がある

原因の検証（5）タイトなスケジュール

背景

本代表選挙における数々の不備の背景には、タイトな選挙スケジュールがあったといえる

登録期限までの期間

2026年7月15日に両院議員総会で本代表選挙の実施が承認されてから、党员・サポーターの名簿への登録期限までわずか2週間程度しかない。本代表選挙により党员・サポーターへの関心が増え、同年7月31日まで党员・サポーターとなる有権者が増えていくことを考えると、わずか2週間という準備期間は短すぎると言わざるを得ない。しかも、選挙日程は、臨時党大会の会場を確保できた日から逆算して定められたとされ、名簿の確定に必要な期間を踏まえて日程が組まれたことはうかがわれない

名簿確定までの期間

現在の代表選規則では、代表選挙の有権者となる党员・サポーターは立候補届出日の7日前までに党本部に登録された者とされており、登録期限から立候補届出日までの約1週間で有権者名簿を確定しなければならない。党员・サポーターの重複などを検証し有権者名簿に登録するという事務の繁雑さ及び上記の代表選管の実施体制を踏まえると、この期間は顕著に短いと言わざるを得ない

判断の検証（1）追加の登録を認めなかった判断

代表選管の判断（8月10日・8月29日） 登録期限を一律に適用して追加の登録を認めず、E団体の不服申立てを棄却

評価 代表選挙管理委員会規程第11条第1項は一定の裁量を認めていると解釈しうる。システムAによる登録方法は遅くとも2023年9月30日までには定められ周知されていたとされ、7月15日の依頼でも期限後の登録はできない旨を説明していたことから、規程上認められた裁量の範囲内にあるものと解する余地がある

ただし

- 登録手順の再周知は十分でなく、支部が登録状況を確認する手段もなかった。未登録の責任を県連及び支部のみに帰することはできない
- ヒアリングによれば、判断は代表選管の委員長が幹事長とも協議して行ったもので、背景には選挙の正当性を損なうとの考えや規則上の登録を経ない者を有権者とする事への慎重論があり、委員の中には選挙の公平に及ぼす影響を懸念する意見もあったとされる
- 公平への影響の懸念について、有権者として投票できるか否かは本人が要件を満たすか否かで定まるべきであり、選挙結果への影響によって左右されるべきものではない
- これらの事情は回答（処分）に記載がなく、判断者及び理由を記録した決定文書も示されていない。有権者の資格に関わる判断は、判断者及びその理由を明らかにして行われるべきである

判断の検証（2）一転して追加の登録を認めた判断

理由 代表候補者の両陣営が権利回復措置を求め、県連及び支部からも反対意見が示されなかった

評価 選挙の公正性は、手続を一律に適用することだけでなく、本来有権者資格を有する者を平等に扱い、投票の機会を確保することも重要な要素と考えられる。両陣営が求めたことは、当該措置が特定の候補者のみを利する措置ではなく、投票の機会を回復する措置として受け入れられていたことを示す事情といえる

残された課題	内容
根拠	規則上の根拠を欠く緊急の措置とする説明と、規程第11条第1項の「別に定める」を用いたとする説明に分かれ、同項に基づく基準は確認されていない。判断者及び根拠を記載した決定文書も示されていない
8月31日資料との関係	同資料は延期が必須、全部未登録の支部のデータは7月31日時点の資格の担保が困難としていたが、実際の措置は名寄せを省略し日程を変えずに行われ、これらの課題をどのように判断したかの記録がない
対象と期限	対象はメールアドレスの登録がある者に限られ、申請期限は9月1日13時と極めて短かった。投票の機会が回復されなかった者がいた可能性は否定できない

投票の機会を回復するという方向において是認できるが、根拠、手続及び記録の面で課題を残した。2日で結論が転換したことも含め、登録漏れが判明した場合の名簿の補正の要件及び手続が、あらかじめ定められていなかったことに起因する

判断の検証（3）再送付・投票期限の延長を行わなかった判断

代表選管の判断 8月25日に住所の一部欠損が判明した時点で、印刷し直して対応することは困難との事務局の意見について確認し、再送付は行わず、本人確認フォーム及び県連・支部経由の申請により電子投票の情報を送信する方法で対応。投票期限は、9月6日の臨時党大会について党内の合意が得られていたこと、B社の集計日程の制約等から当初の予定どおりとした

評価 残された期間に照らせば、再送付に代えて電子投票の案内で対応した判断には一定の合理性が認められる

ただし

- ・ 返送された3,561件のうち、電子投票に必要な情報が送信されたのは440件にとどまる
- ・ 8月31日の説明会資料にも、各選択肢を採った場合に影響を受ける有権者の数は示されていない
- ・ これらの判断についても、判断者及び理由を記載した決定文書は示されていない

責任の所在

問題の性質

特定の担当者個人の過失によるものというよりも、名簿の管理を各県連・各支部に委ね、登録状況や出力データを確認する工程を設けず、選挙事務に必要な期間と人員を確保してこなかった党の仕組みと体制の不備が重なって生じたもの

改善の責任

党本部、代表選管並びに各県連及び各支部が、それぞれの役割に応じて負うべきもの

党員・サポーター

投票の機会を失い、又は投票に困難を来した党員・サポーターには、本人の事情が関わる一部の場合を除き、その責めに帰すべき事情は認められない。党は、これらの党員・サポーターに対する説明を尽くすべきである

提言 1 党員・サポーター情報システム

選挙時に名簿を作り直す運用から、平時より正確な基本情報を一元的に維持・管理し、選挙時に当該情報から有権者を抽出する運用へ転換することが必要。新たな情報システムには次の事項を反映することが望ましいと思われる

1. 名簿情報を一元管理し、一人一ID等により同一人物を継続的に識別する
2. 所属先を原則として1つに整理し、紹介者、登録経路、所属変更その他の履歴を確認できるようにする
3. 氏名・住所だけでなく複数情報を用いた名寄せ、重複候補・欠損値・異常値の自動検知、定期的なデータクレンジング
4. 国籍その他の資格確認に必要な項目を必須化し、必要に応じて本人認証を強化する
5. 未登録・未承認・未処理の状態を可視化し、基準日時点の有権者名簿を再現して支部に内示し、是正を求められるようにする
6. 党本部が事業者に依頼することなく全項目を自ら出力し、件数や項目の欠落を検査できるようにする
7. 党員・サポーター本人が所属先、資格の有効期間、住所、国籍、連絡先等を確認し、訂正を求められるようにする

移行に当たって 上記の事項が満たされていることを移行前の名簿データとの件数の照合等により確認した上で進めることが望ましい。決済方法や更新方式の変更で本人の認識しないまま資格を失うことのないよう、個別の周知及び確認を行うべきである

提言 2 選挙事務に係る十分な体制整備

期間の確保	代表選規則の見直しも念頭に、名簿確認に必要な期間を踏まえて選挙日程・登録期限を設定することが望ましい。確定前に本人が登録の有無を確認し、訂正を求められる期間を設けることが望ましい
規程・運用ルール	名簿の作成・確認・確定の手続と問題発生時の対応について、規程又は運用ルールを整備する必要がある。特に、報告手順、権利回復措置や投票期限の変更の手続等をあらかじめ明確にしておくことが望ましい。名簿の補正の要件、基準日時点の資格の確認方法、名寄せの方法は、代表選挙管理委員会規程第11条第1項の基準としてあらかじめ制定・公表すべきである
役割分担と引継ぎ	本部・県連・支部の役割分担と責任の所在を明確にし、本部で処理状況を横断的に確認できる体制を整備する必要がある。選挙事務全体のマニュアルを整備し、過去の問題点と改善事項を継続的に管理することが望ましい
判断の独立性と記録	代表選管の判断に党執行部の役職者が関与することは原則として避け、例外的に意見を求める場合は相手方、内容及び日時を記録すべきである。重要な判断は判断者、根拠及び理由を記載した決定文書を作成し、保存すべきである
一斉メール	送信認証を設定し、到達状況を確認できる党の公式ドメインから送信することが望ましい
不服申立てと総括	回答を保留している不服申立てを代表選規則第23条に基づき速やかに審査し、回答すべきである。影響を可能な限り数値とともに明らかにする総括を公表し、次回に引き継ぐことが望ましい

提言 3 投票の機会を失った党员・サポーターへの対応

投票の機会を失い、又は投票に困難を来した党员・サポーターの多くは、本人の責めに帰すべき事情がないにもかかわらず影響を受けた。党は、再発防止策とは別に、次の対応を行うべきである

個別の連絡	投票用紙が返送された者、有権者名簿への登録が漏れていた者など、党が名簿上把握できる者に可能な範囲で個別に連絡し、住所、連絡先、国籍等の登録内容の確認と訂正を求めることが望ましい
実態調査と周知	国籍欄の未記載で除外されたサポーター、本人の認識しないまま資格を失っていた党员・サポーターの実態を調査し、把握できた者には本人に連絡するとともに、公式ホームページ等で広く周知し、記載の補正や資格の回復を案内すべきである
問合せ窓口	本報告書の内容や自らの登録状況に関する党员・サポーターからの問合せに応じる窓口を設けることが望ましい
説明と公表	何が起き、なぜそうなったのか、今後どのように改めるのかを分かりやすく説明するとともに、提言の実施状況を定期的に公表すべきである

まとめ

- 本代表選挙で生じた問題の原因の1つに、名簿の管理の在り方がある。新たな党员・サポーター情報システムを適切に構築することが、公正な代表選挙の実施、ひいては、党员・サポーターとの信頼関係の維持・醸成につながると考える
- 新システムの導入を、提言1の事項が満たされていることを確認しつつ着実に進めるとともに、選挙事務に必要な期間を確保し、規程・運用及び組織体制を見直すことにより、再発防止に向けた改善が進められることを期待する

何より、投票の機会を失い、又は投票に困難を来した党员・サポーターに対し、党が説明を尽くし、提言の実施状況を示し続けることが、損なわれた信頼を回復するための出発点になると考える。検証委員会は、このことを党に強く求める